

福島労働局からのお知らせ

I イベント・行事

1 労働基準部

全国安全週間

担当：健康安全課 加藤（電話：024-536-4603）

7月1日から7月7日は令和6年度「全国安全週間」（準備期間：6月1日から6月30日）です。

- 今年度のスローガンは
「危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」
です。

今年で97回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために、産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

事業場では、労使が協調して労働災害防止対策を展開し、福島県内の労働災害は長期的に減少してきましたが、近年は、高年齢労働者の労働災害が増加しており、また、労働者の作業行動に起因する転倒災害の割合が高止まりしている状況が続いています。

これらの災害は、事業者が行う対策だけで防ぐことが困難な場合もあるため、災害防止に向け労使一丸となった取組が求められています。

福島労働局では、令和6年4月18日に県内の労働災害防止団体等に対し、労働災害防止に係る要請を行い、「令和6年度全国安全週間実施要綱」に基づき、「全国安全週間」及びその準備期間に集中的に災害防止活動を展開することを求めています。

福島労働局及び管内の労働基準監督署においても、労働局長による建設現場パトロール（※）のほか、労働災害防止団体等と連携したパトロールや安全週間説明会などの様々な労働災害防止に係る取組を展開することとしています。

※局長による建設現場パトロールの概要は以下のとおりです。

日 時：6月3日（月）11：00～

工 事 名：1F一固体廃棄物貯蔵庫第10棟建屋設置工事（第2期工事）

施工場所：東京電力福島第一原子力発電所内

福島労働局からのお知らせ

I イベント・行事

2 職業安定部

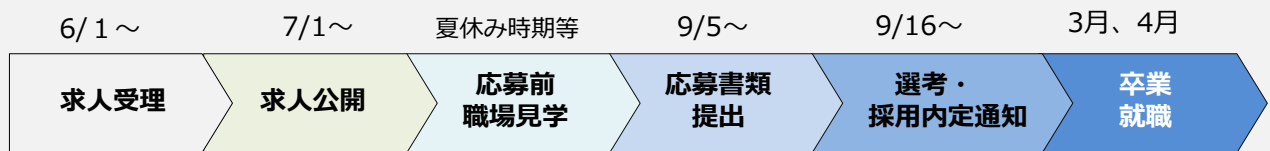
1. 令和7年3月新規高等学校卒業予定者の求人受付が開始されます。

担当：職業安定課 関 電話：024-529-5396

令和7年3月新規高等学校卒業予定者に係る求人の受付が、6月1日より県内のハローワークにおいて開始されます。

できるだけ早い時期から生徒が就職先を検討できるよう、企業の皆様には求人の早期提出をお願いしております。

●令和7年3月新規高等学校卒業予定者の就職活動スケジュール



福島労働局からのお知らせ

I イベント・行事

2. 「ユースエール認定企業5年継続式典」を開催します。

担当：職業安定課 関 電話：024-529-5396

●「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定制度（ユースエール認定制度）」については、平成27年10月1日より施行されており、認定を受けた企業が認定を継続するためには、「直近三事業年度における新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下」、「前事業年度における正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下」、「前事業年度における正社員の有給休暇の年平均取得日数が10日以上または年平均取得率が70%以上」などの厳しい基準適合の確認を受ける必要があります。

●福島労働局では独自の取組として、基準適合に基づき、継続して若者の採用・育成や雇用管理の改善に取り組まれている企業に対し、「ユースエール認定企業5年継続式典」を開催することとします。

- 交付式日時 令和6年6月21日（金）14：00予定
- 会場 福島第二地方合同庁舎 福島労働局3階会議室
- 認定企業
 - ソマ株式会社（貴金属・宝飾品製造業）
【認定年月日 平成30年7月18日】
所在地 相馬市柚木字一の坪86
 - 東北工業株式会社（段ボール製造販売・包装資材販売業）
【認定年月日 平成30年9月11日】
所在地 郡山市田村町山中字日照田45
 - 株式会社福島明工社（電気配線器具の製造・販売業）
【認定年月日 平成30年10月22日】
所在地 須賀川市大久保字北田164

福島労働局からのお知らせ

I イベント・行事

3. 6月は「外国人雇用啓発月間」です。

「ともに創ろう、みんなが働きやすい職場～外国人雇用はルールを守って適正に」が今年の標語です。

担当：職業対策課雇用指導係 山下 電話024-529-5463

資料No 1

福島労働局は、6月1日からの1か月間を「外国人雇用啓発月間」とし、適正な外国人雇用に関する積極的な周知・啓発活動を行います。

この月間を通して、事業主団体などの協力のもと、事業主を対象に労働条件などルールに則った外国人の雇用や外国人労働者の雇用の維持・再就職援助などについて積極的な周知・啓発活動を行なっていきます。

【主な内容】

- (1) ポスター・パンフレットの配布
- (2) 事業主団体などを通じた周知・啓発、協力要請
- (3) 個々の事業主などに対する周知・啓発、指導

福島労働局からのお知らせ

I イベント・行事

4. 「令和6年度第1回福祉の職場合同就職説明会～福祉のおしごとマルシェ～」が開催されます

担当：職業対策課雇用指導係 山下 電話024-529-5463

資料No 2

福祉の職場の人材確保を図るため、福島県社会福祉協議会福祉人材センター主催、福島労働局・県内ハローワーク共催により「福祉の職場合同就職説明会」が開催されます。

【実施内容】

県内5会場で参加法人と求職者等が直接面談する「合同就職説明会」を開催します。また、福祉の職場を知りたい方に対する就職相談コーナー等も設けて、福祉分野の就職に対する総合的な支援を行います。

- ①相双会場 : 令和6年6月22日(土) 南相馬ジャスモール
- ②郡山会場 : 令和6年6月30日(日) ビッグパレットふくしま
- ③福島会場 : 令和6年7月13日(土) ホテル福島グリーンパレス
- ④会津会場 : 令和6年7月18日(木) 会津アピオスペース
- ⑤いわき会場 : 令和6年8月4日(日) いわき産業創造館LATOV

(※全て開催時間は13:30～16:00)

※当日は、「ハローワークコーナー」を設け、来場者(求職者)への求人情報提供や個別職業相談を行います。

福島労働局からのお知らせ

I イベント・行事

3 雇用環境・均等室

1. 「えるぼし認定」認定通知書交付式を開催します。

担当：雇用環境・均等室 後藤 電話：024-536-4609

福島労働局長は、下記企業から申請を受けた「女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主認定」について審査した結果、全ての認定基準を満たしていることから、最も高い認定段階である「第3段階」に認定しました。認定通知書交付式を下記日程により開催します。なお、県内の建設業では初の認定企業です。

○えるぼし認定企業

企業名	所在地	認定年月日
株式会社 キスキ	福島市	令和6年5月9日

○認定通知書交付式

日時 令和6年6月10日（月）午後2時

会場 福島第二地方合同庁舎1階共用会議室（福島市花園町5-46）

1 労働基準部

県内労働災害発生状況

担当：健康安全課 加藤 電話：024-536-4603

令和6年（4月）の災害発生状況を取りまとめました。

業種別	年別	令和6年		令和5年		対前年 (死傷者)	
		死傷者	うち 死亡者	死傷者	うち 死亡者	増減数	増減率 (%)
全業種合計		731	3	831	7	-100	-12
製造業		116	0	129	1	-13	-10.1
鉱業		1	0	2	0	-1	-50
建設業		102	2	75	3	27	36
運輸交通業		76	1	74	1	2	2.7
貨物取扱業		5	0	2	0	3	150
農林業		10	0	17	1	-7	-41.2
畜産・水産業		8	0	5	0	3	60
上記以外の事業小計		413	0	527	1	-114	-21.6
商業		83	0	101	1	-18	-17.8
金融広告業		3	0	2	0	1	50
保健衛生業		225	0	317	0	-92	-29
接客娯楽業		34	0	32	0	2	6.3
清掃・と畜業		42	0	36	0	6	16.7
上記以外の事業		26	0	39	0	-13	-33.3

(注) 労働者死傷病報告（休業4日以上）による。

1 労働基準部

県内労働災害発生状況

担当：健康安全課 加藤 電話：024-536-4603

令和6年（4月）の災害発生状況を取りまとめました。

(新型コロナウイルス感染症り患による労働災害を除いた数値)

業種別	年別	令和6年		令和5年		対前年 (死傷者)	
		死傷者	うち 死亡者	死傷者	うち 死亡者	増減数	増減率 (%)
全業種合計		562	3	571	7	-9	-1.6
製造業		115	0	129	1	-14	-10.9
鉱業		1	0	2	0	-1	-50
建設業		102	2	71	3	31	43.7
運輸交通業		76	1	74	1	2	2.7
貨物取扱業		5	0	2	0	3	150
農林業		10	0	17	1	-7	-41.2
畜産・水産業		8	0	5	0	3	60
上記以外の事業小計		245	0	271	1	-26	-9.6
商業		83	0	100	1	-17	-17
金融広告業		3	0	2	0	1	50
保健衛生業		61	0	69	0	-8	-11.6
接客娯楽業		34	0	32	0	2	6.3
清掃・と畜業		42	0	31	0	11	35.5
上記以外の事業		22	0	37	0	-15	-40.5

(注) 労働者死傷病報告（休業4日以上）による。

Ⅲ 公表事案

1 労働基準部

職場における熱中症予防対策の徹底について要請

担当：健康安全課

加藤 電話：024-536-4603

資料No 3

5月1日から9月30日は令和6年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」期間（準備期間：4月、重点取組期間：7月）です。

- 福島県内の熱中症による労働災害は、死亡者は令和4年と同様に発生しませんでした。死傷者数は25人で、前年比で11人増加しました。
- 福島労働局では、5月22日、福島県内の労使団体及び建設工事を発注している行政機関に対し、令和6年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱に基づく労働者の熱中症予防対策の徹底について要請を行いました。
- 富岡労働基準監督署では、5月22日、東京電力ホールディングス株式会社福島第一廃炉推進カンパニー及び廃炉作業の元請事業者に対し、同様の要請を行いました。
- 福島労働局及び各労働基準監督署では、あらゆる機会を捉え、熱中症予防対策の徹底を図ってまいります。



重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請**

ともに創ろう、みんなが働きやすい職場
～外国人雇用はルールを守って適正に～

6月は「外国人雇用啓発月間」

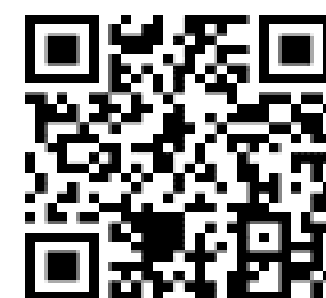
資料 1



外国人を雇用している事業主の皆さん
守るべき雇用ルールを、いま一度チェックしてみましょう

- 国籍で差別しない公平な採用選考を行っていますか？
- 労働法令を守り、労働・社会保険に入っていますか？
- 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか？
- 安易な解雇はしていませんか？
- 外国人の雇入れ・離職時に、ハローワークへ外国人雇用状況届出を出していますか？

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」より



※詳しくは、ハローワーク（公共職業安定所）、都道府県労働局にお問い合わせください。

令和6年度 第1回

高齢

障がい

保育

児童

福祉の職場 合同就職説明会

～福祉のおしごとマルシェ～

参加費無料
服装自由
予約不要



郡山会場

41 法人
参加予定

6.30 日

時間 13:00-13:30 オンライン施設見学会
(受付開始/12:50)

13:30-16:00 合同就職説明会
(受付開始/13:20)

場所 ビッグパレットふくしま 多目的展示ホールB
(郡山市南2丁目52)

福島会場

42 法人
参加予定

7.13 土

時間 13:00-13:30 オンライン施設見学会
(受付開始/12:50)

13:30-16:00 合同就職説明会
(受付開始/13:20)

場所 ホテル福島グリーンパレス 瑞光の間
(福島市太田13-53)

相双会場

6 法人
参加予定

6.22 土

時間 13:30-16:00 合同就職説明会
(受付開始/13:20)

場所 南相馬ジャスマール 催事ホール
(南相馬市原町区大木戸字金場77)

会津会場

13 法人
参加予定

7.18 木

時間 13:30-16:00 合同就職説明会
(受付開始/13:20)

場所 アピオスペース 展示ホール
(会津若松市インター西90)

いわき会場

19 法人
参加予定

8.4 日

時間 13:30-16:00 合同就職説明会
(受付開始/13:20)

場所 いわき産業創造館 LATOV 企画展示ホール
(いわき市平字田町120 6F)

point!

- 県内の参加法人と直接話せるチャンス
- 雇用保険受給者は求職活動実績になります
- オンラインで施設を見学できる(郡山・福島会場のみ)
- 福祉業界で働きたい人への相談コーナーも同時開設
- 就職活動で使用できる証明写真をプレゼント(郡山・福島会場のみ)

お問い合わせ先

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会 福島県福祉人材センター
福島県保育士・保育所支援センター

〒960-8141 福島県福島市渡利字七社宮111 ☎024-521-5662 ✉jinzai@fukushimakenshakyo.or.jp

【共催】福島労働局、県内ハローワーク(公共職業安定所)、公益財団法人 介護労働安定センター福島支部
【後援】厚生労働省、福島県保育協議会、福島県保育者養成校連絡会、福島県認定こども園協会

<https://f-fjc.com/>

<https://f-hhc.com/>



/人材センター\

/保育センター\

福祉のおしごととマルシェの

上手な活用方法



法人によって
特色は
それぞれ

1 事前に参加法人の情報をチェック!



高齢・障がい児者・児童福祉施設

フクシまるっとシゴト

自分に合う
条件を探そう



福島県内の福祉施設の情報を「まるっと」ご紹介しています。分野・エリア・施設の魅力などから検索できます。



保育所(園)・認定こども園

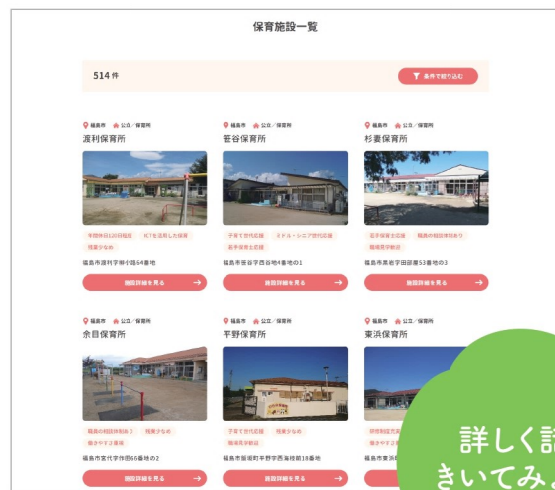
ふくしま保育ナビ



保育士さんの「働きたい!」を応援するお助け
福島県保育施設等情報サイト
ふくしま保育ナビ

福島県保育士・保育所支援センターが運営を行う、福島県の保育施設等検索サイトです。様々な条件から検索できるほか、各施設の情報や特色を掲載しています。

福島県の保育施設等検索サイトです。様々な条件から検索できるほか、各施設の情報や特色を掲載しています。



詳しく話を
きいてみよう!

2 当日は気になる法人のブースへGO!





厚生労働省福島労働局発表
令和 6 年 5 月 22 日

担 当	福島労働局 労働基準部 健康安全課長 田中暁雄 産業安全専門官 加藤政和 電 話 024-536-4603 (直通)
	富岡労働基準監督署 監督・安衛課長 川路和彦 電 話 0240-22-3003

職場における熱中症予防対策の徹底について要請

令和 5 年の熱中症による労働災害発生状況については、全国では、休業 4 日以上の死傷者数（以下「死傷者数」という。）は1,045人、うち死亡者数は28人（死傷者数、死亡者数ともに令和 6 年 1 月 11 日時点速報値）となっており、令和 4 年の状況と比較すると、死傷者数は約 26% 増加し、死亡者数は約 7% 減少しました。

また、福島県内の熱中症による労働災害につきましては、死亡者は令和 4 年と同様に発生しませんでした。死傷者数は 25 人で、令和 4 年と比べ 11 人増加しました。

このような状況を踏まえ、福島労働局（局長 井口 真嘉）では、福島県内の労使団体及び建設工事を発注している行政機関に対し、労働者の熱中症予防対策の徹底について要請を行うとともに、富岡労働基準監督署（署長 寺嶋 徹之）では、東京電力ホールディングス株式会社福島第一廃炉推進カンパニー福島第一原子力発電所及び廃炉作業の元請事業者に対し、労働者の熱中症予防対策の徹底について要請を行いました。

福島労働局及び各労働基準監督署では、あらゆる機会を捉え、熱中症予防対策の徹底を図ってまいります。

(参考)



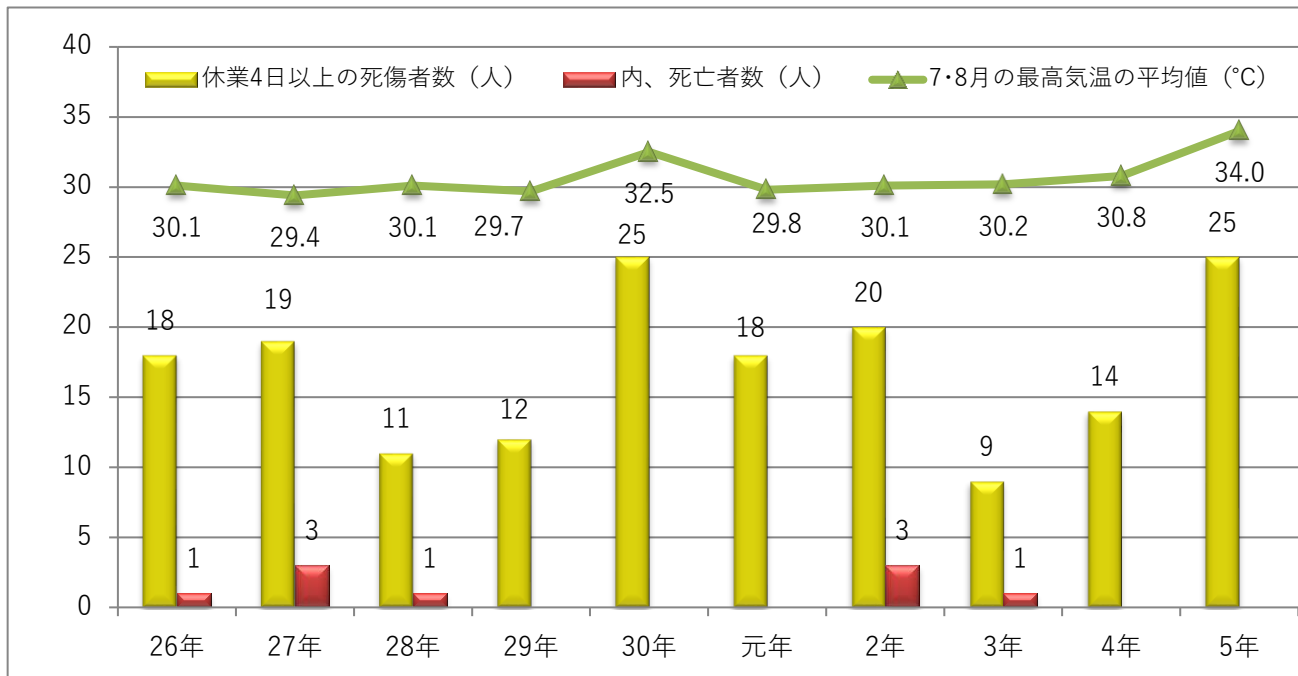
職場における熱中症予防情報（厚生労働省ホームページ）
〔令和 6 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱等を含む〕
(<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>)



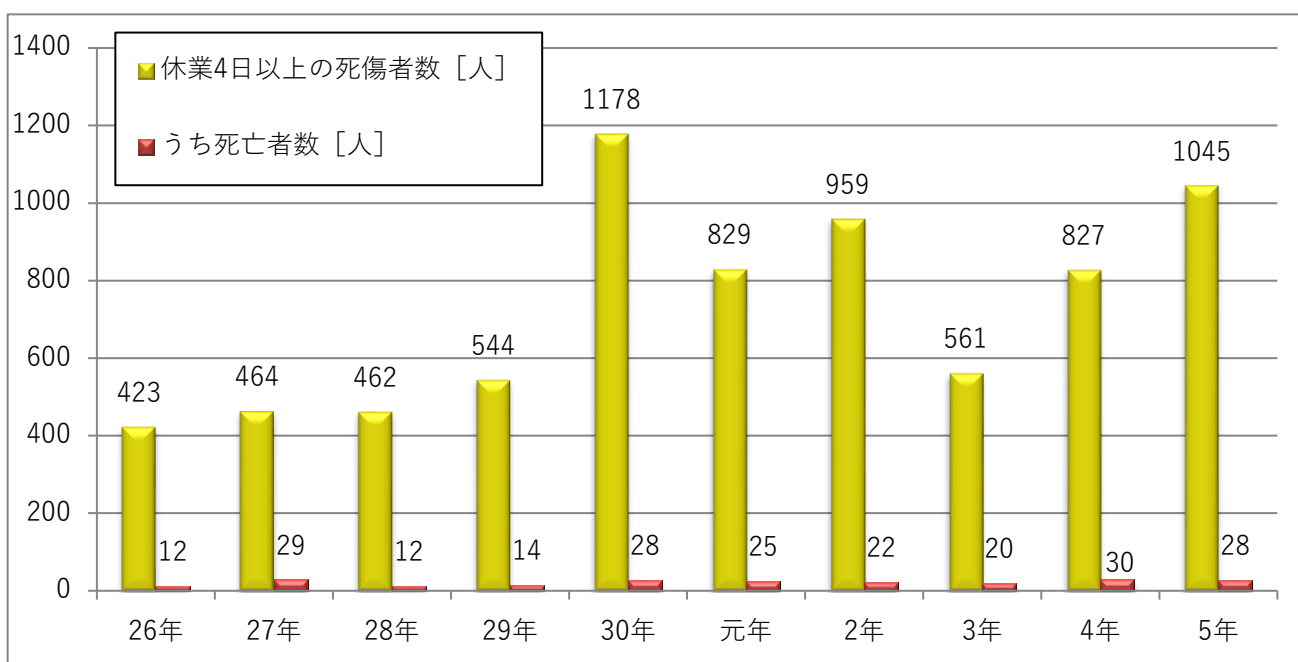
熱中症予防対策リーフレット（福島労働局ホームページ）
(https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/jirei_toukei/pamphlet_leaflet.html)

熱中症による労働災害発生状況

1 福島県内



2 全国



令和6年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

令和6年2月27日制定

1 趣旨

夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても例年、熱中症が多数発生しており、重篤化して死亡に至る事例も後を絶たない状況にあることから、業界、事業場ごとに、熱中症予防対策に取り組んでいるところである。昨年までの「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」においても、労働災害防止団体や関係省庁とも連携し、職場における熱中症の予防に取り組んできた。

昨年1年間の職場における熱中症の発生状況を見ると、死亡を含む休業4日以上死傷者1,045人、うち死亡者は28人となっている。業種別にみると、死傷者数については、建設業202件、製造業220件となっており、全体の約4割がこれら2つの業種で発生している。また、死亡者数は、建設業が最も多く、製造業、警備業及び農業が同数で続き、多くの事例で暑さ指数(WBGT)を把握せず、熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認出来なかった。また、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有している事例も見られ、その多くは医師等の意見を踏まえた配慮がなされていなかった。

このため、本キャンペーンを通じ、すべての職場において、「職場における熱中症予防基本対策要綱」(令和3年4月20日付け基発0420第3号)に基づく基本的な熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、期間中、事業者は①暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること、②作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうことなど、重点的な対策の徹底を図る。

2 期間

令和6年5月1日から9月30日までとする。

なお、令和6年4月を準備期間とし、令和6年7月を重点取組期間とする。

3 主唱

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会

- 4 協賛
公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会
- 5 後援（予定）
関係省庁
- 6 主唱者及び協賛者等による連携
各関係団体における実施事項についての情報交換及び相互支援の実施
- 7 主唱者の実施事項
 - (1) 厚生労働省の実施事項
 - ア 熱中症予防に係る周知啓発資料（チェックリストを含む）等の作成、配布
 - イ 熱中症予防に係る有益な情報等を集めた特設サイトの開設
 - (ア) 災害事例、効果的な対策、好事例、先進事例の紹介
 - (イ) 熱中症予防に資するセミナー、教育用ツール等の案内
 - ウ 各種団体等への協力要請及び連携の促進
 - エ 都道府県労働局、労働基準監督署による事業場への啓発・指導
 - オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項
 - (2) 各労働災害防止協会等の実施事項
 - ア 会員事業場等への周知啓発
 - イ 事業場の熱中症予防対策への指導援助
 - ウ 熱中症予防に資するセミナー等の開催、教育支援
 - エ 熱中症予防に資するテキスト、周知啓発資料等の提供
 - オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項
- 8 協賛者の実施事項
 - (1) 有効な熱中症予防関連製品及び日本産業規格を満たした WBGT 指数計の普及促進
 - (2) その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項
- 9 各事業場における重点実施事項
期間中に「10 各事業場における詳細な実施事項」に掲げる取組を行うこととする。重点とすべき事項を以下に特記する。
 - (1) 準備期間中
 - 暑さ指数（WBGT）の把握の準備（10の（1）のア）
 - 作業計画の策定等（10の（1）のイ）
 - 緊急時の対応の事前確認等（10の（1）のク）

(2) キャンペーン期間中

- 暑さ指数 (WBGT) の把握と評価 (10 の (2) のア及びイ)
- 作業環境管理 (10 の (2) のウ)
- 作業管理 (10 の (2) のエ)
- 健康管理 (10 の (2) のオ)
- 異常時の措置 (10 の (2) のキ)

(3) 重点取組期間中

- 作業環境管理 (10 の (3) のア)
- 作業管理 (10 の (3) のイ)
- 異常時の措置 (10 の (3) のオ)

10 各事業場における詳細な実施事項

(1) 準備期間中に実施すべき事項

ア 暑さ指数 (WBGT) の把握の準備

日本産業規格 JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計を準備し、点検すること。黒球がないなど日本産業規格に適合しない測定器では、屋外や輻射熱がある屋内の作業場所で、暑さ指数 (WBGT) が正常に測定されない場合がある。

なお、環境省、気象庁が発表している熱中症警戒アラートは、職場においても、熱中症リスクの早期把握の観点から参考となる。

イ 作業計画の策定等

夏季の暑熱環境下における作業に対する作業計画を策定すること。作業計画には、特に新規入職者や休み明け労働者等を考慮した暑熱順化プログラム、暑さ指数 (WBGT) に応じた十分な休憩時間の確保、WBGT 基準値 (別紙表 1) を踏まえた作業中止に関する事項を含める必要がある。なお、休憩時間の確保や作業中止に関する事項の検討に当たっては、下記ウからオに基づいて実施する対策や検討結果、カからクに基づいて実施する管理等の状況を十分に踏まえたものとする。

また、熱中症の症状を呈して体調不良となった場合等を想定した計画を策定すること。

ウ 設備対策の検討

WBGT 基準値を超えるおそれのある場所において作業を行うことが予定されている場合には、簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置を検討する。ただし、ミストシャワー等による散水設備の設置に当たっては、湿度が上昇することや滑りやすくなることに留意する。また、既に設置している冷房設備等については、その機能を点検する。

エ 休憩場所の確保の検討

作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所の確保を検討する。当該休憩場所は横になることのできる広さのものとする。また、休憩場所における状態の把握方法及び状態が悪化した場合の対応についても検討する。

オ 服装等の検討

熱を吸収し又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を準備すること。また、直射日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備する。服装等の選定に当たっては、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服やヘルメットを採用するなど、作業中の深部体温上昇の抑制に資するものを積極的に採用する。

なお、事業者が業務に関連し衣類や保護衣を指定することが必要な場合があり、この際には、あらかじめ衣類の種類を確認し、暑さ指数（WBGT）の補正（別紙表2）の必要性を考慮すること。

カ 教育研修の実施

各級管理者、労働者に対する教育を実施する。教育は、別紙表3及び別紙表4に基づき実施する。

教育用教材としては、厚生労働省の運営しているポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」に掲載されている動画コンテンツ、「職場における熱中症予防対策マニュアル」、「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」、熱中症予防対策について点検すべき事項をまとめたリーフレット等や、環境省の熱中症予防情報サイトに公表されている熱中症に係る動画コンテンツや救急措置等の要点が記載された携帯カード「熱中症予防カード」などを活用する。

なお、事業者が自ら当該教育を行うことが困難な場合には、関係団体が行う教育を活用する。

キ 労働衛生管理体制の確立

事業者、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者が中心となり、(1)から(3)までに掲げる熱中症予防対策について検討するとともに、事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立を図る。

現場で作業を管理する者等、衛生管理者、安全衛生推進者等以外の者に熱中症予防対策を行わせる場合は、上記カの教育研修を受けた者等熱中症について十分な知識を有する者のうちから、熱中症予防管理者を選任し、同管理者に対し、(2)のクに掲げる業務について教育を行う。

ク 緊急時の対応の事前確認等

事業場において、労働者の体調不良時に搬送を行う病院の把握や緊急時の対応について確認を行い、労働者に対して周知する。

(2) キャンペーン期間中に実施すべき事項

ア 暑さ指数（WBGT）の把握

暑さ指数（WBGT）の把握は、日本産業規格に適合した WBGT 指数計による随時把握を基本とすること。その地域を代表する一般的な暑さ指数（WBGT）を参考とすることは有効であるが、個々の作業場所や作業ごとの状況は反映されていないことに留意する。特に、測定方法や測定場所の差異により、参考値は、実測した暑さ指数（WBGT）よりも低めの数値となることがあるため、直射日光下における作業、炉等の熱源の近くでの作業、冷房設備がなく風通しの悪い屋内における作業については、実測することが必要である。

地域を代表する一般的な暑さ指数（WBGT）の参照：

環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/>

建設現場における熱中症の危険度の簡易判定のためのツール：

建設業労働災害防止協会ホームページ

https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/leaflet/files/heat_stroke_risk_assessment_chart.pdf

イ 暑さ指数（WBGT）の評価

実測した暑さ指数（WBGT）（必要に応じて別紙表 2 により衣類の補正をしたもの）は、別紙表 1 の WBGT 基準値に照らして評価し、熱中症リスクを正しく見積もること。WBGT 基準値を超え又は超えるおそれのある場合には、暑さ指数（WBGT）の低減をはじめとした以下ウからオまでの対策を徹底する。

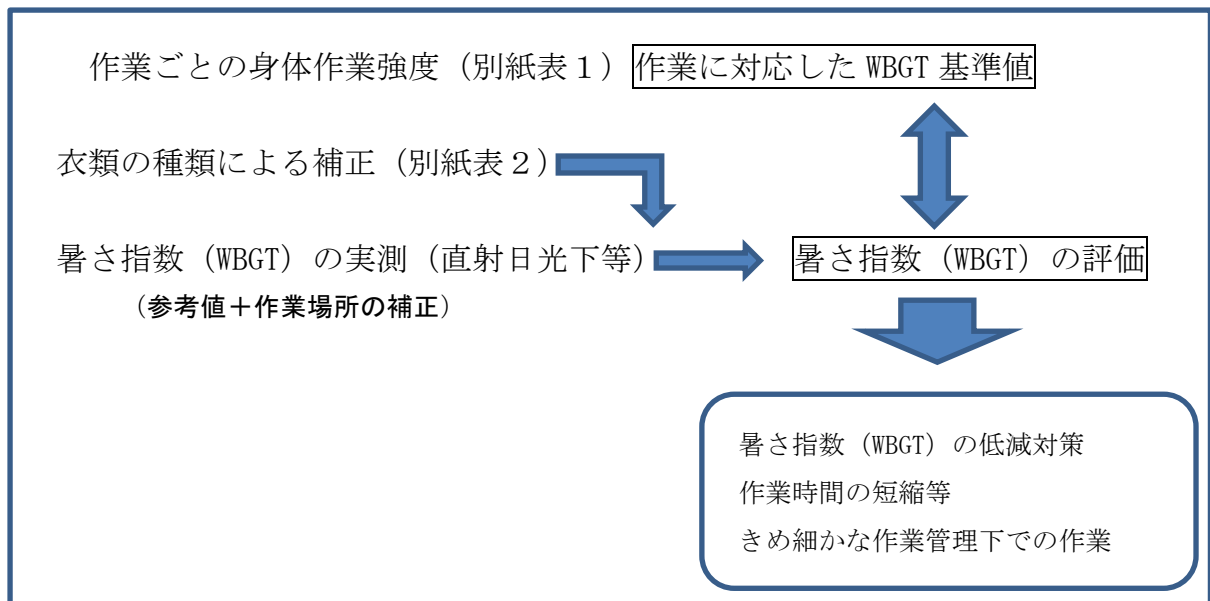


図 暑さ指数（WBGT）の評価と評価結果に基づく措置

ウ 作業環境管理

（ア）暑さ指数（WBGT）の低減等

（1）のウで検討した暑さ指数（WBGT）の低減対策を行う。

（イ）休憩場所の整備等

（1）のエで検討した休憩場所の設置を行う。休憩場所には、氷、冷た

いおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設ける。また、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行うことができるよう飲料水、スポーツドリンク、塩飴等の備付け等を行う。さらに、状態が悪化した場合に対応できるように、休憩する者を一人きりにしないことや連絡手段を明示する等に留意する。

エ 作業管理

(ア) 作業時間の短縮等

(1) のイで検討した作業計画に基づき、WBGT 基準値に応じた休憩等を行うこと。

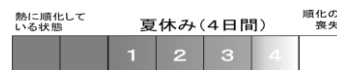
測定した暑さ指数 (WBGT) が WBGT 基準値を大幅に超える場合は、原則として作業を行わないこととする。WBGT 基準値を大幅に超える場所で、やむを得ず作業を行う場合は、次に留意して作業を行う。

- ① 単独作業を控え、(1) のイを参考に、休憩時間を長めに設定する。
- ② 管理者は、作業中労働者の心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻繁に確認する。なお、熱中症の発生しやすさには個人差があることから、ウェアラブルデバイスなどの IoT 機器を活用することによる健康管理も有効である。

(イ) 暑熱順化への対応

暑熱順化の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することから、7 日以上かけて暑熱環境での身体的負荷を増やし、作業時間を調整し、次第に長くすることが望ましい。特に、新規採用者等に対して他の労働者と同様の暑熱作業を行わせないよう、計画的な暑熱順化プログラムを組むこと。

なお、夏季休暇等のため熱へのばく露が中断すると 4 日後には暑熱順化の顕著な喪失が始まることに留意する (※)。



暑熱順化ができていない場合には、特に (2) のエの (ア) に留意の上、作業を行う。

※暑熱順化対応例

職場での暑熱順化は暑さが本格化する前に作業時間を徐々に伸ばすなど調整し、発汗しやすい服装等で作業負荷をかけ、個人の健康状態を確認しながら 7 日以上かけて実施する。職場以外でも、個人の運動、入浴等日常生活で無理のない範囲で汗をかくようにすることも可能である。

また、4 日後には暑熱順化が顕著に喪失することを踏まえ、連休前に 7 日以上かけて身体的負荷を増やすなど暑熱順化しても、GW などを挟む場合には、休暇中の活動状況をヒアリングするなどして、休暇中に発汗を伴うスポーツ等を行っていなかったような場合は、必要に応じ、暑熱順化期間の延長や、追加の暑熱順化を行う。

(ウ) 水分及び塩分の摂取

労働者は、のどの渇きに関する自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を行う。管理者は、労働者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認、水分を常備、休憩設備の工夫などにより、労働者からの申出にかかわらず定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図る。

なお、尿の回数が少ない又は尿の色が普段より濃い状態は、体内の水分が不足している状態である可能性があることを作業員へ周知する。

(エ) 服装等

(1) のオで検討した服、帽子、ヘルメット等を着用する。必要に応じて、通気性の良い衣類に変更する。

(オ) プレクーリング

暑さ指数（WBGT）が高い暑熱環境の下で、作業強度を下げたり通気性の良い衣服を採用したりすることが困難な作業においては、作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑えるプレクーリングも行われており、体表面を冷却する方法と、冷水やアイススラリー（流動性の氷状飲料）などを摂取して体内から冷却する方法とがある。必要に応じて作業開始前や休憩時間中のプレクーリングを検討すること。

オ 健康管理

(ア) 健康診断結果に基づく対応等

熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある次のような疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。

- ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等

(イ) 日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることについて指導を行う。また、熱中症の具体的症状について労働者に教育し、労働者自身が早期に気づくことができるようにする。

(ウ) 労働者の健康状態及び暑熱順化の状況の確認

当日の作業開始前に、当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態の確認を行う。また、職長等の管理者は、入職後1週間未満の労働者及び夏季休暇等のために熱へのばく露から4日以上離れていた労働者をあらかじめ把握し、当該労働者の作業時間中や作業終了時における健康状態に特に配慮する。

健康状態又は暑熱順化の状況から熱中症の発症リスクが高いと疑われる者に対しては、必要に応じ作業の配置換え等を行う。

(エ) 作業中の労働者の健康状態の確認

作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認する。また、単独での長時間労働を避けさせ、複数の労働者による作業においては、労働者にお互いの健康状態について留意するよう指導するとともに、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出るよう指導する。単独作業を避けられない場合はウェアラブルデバイス導入を検討することや体調の定期連絡など常に状況を確認できる態勢を確保する。

カ 労働衛生教育

(1) のカの教育研修については、期間中においても、適切な機会をとらえて実施する。特に別紙表 4 に示す内容については、雇入れ時や新規入場時に加え、日々の朝礼等の際にも繰り返し実施する。

キ 異常時の措置

本人や周りが少しでも異変を感じた際には、必ず、一旦、作業を離れ、病院に搬送するなどの措置をとるとともに、症状に応じて救急隊を要請する。なお、本人に自覚症状がない、又は大丈夫との本人からの申出があったとしても周囲の判断で病院への搬送や救急隊の要請を行う。病院に搬送するまでの間や救急隊が到着するまでの間には、必要に応じて水分・塩分の摂取を行ったり、衣服を脱がせ水をかけて全身を急速冷却すること等により効果的な体温の低減措置に努める。その際には、一人きりにせず誰かが様子を観察する。

ク 熱中症予防管理者等の業務

衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者又は熱中症予防管理者に対し、次の業務を行わせること。

- (ア) 作業に応じて、適用すべき WBGT 基準値を決定し、併せて衣類に関し暑さ指数 (WBGT) に加えるべき着衣補正值の有無を確認すること。
- (イ) ウの (ア) の暑さ指数 (WBGT) の低減対策の実施状況を確認すること。
- (ウ) 入職日、作業や休暇の状況等に基づき、あらかじめ各労働者の暑熱順化の状況を確認すること。なお、あらかじめ暑熱順化不足の疑われる労働者はプログラムに沿って暑熱順化を行うこと。
- (エ) 朝礼時等作業開始前において労働者の体調及び暑熱順化の状況を確認すること。
- (オ) 作業場所の暑さ指数 (WBGT) の把握と結果の評価を行うこと。
評価結果に基づき、必要に応じて作業時間の短縮等の措置を講ずること。
- (カ) 職場巡視を行い、労働者の水分及び塩分の摂取状況を確認すること。
- (キ) 退勤後に体調が悪化するについて注意喚起すること。

(3) 重点取組期間中に実施すべき事項

ア 作業環境管理

(2) のウの (ア) の暑さ指数 (WBGT) の低減効果を再確認し、必要に依

じ追加対策を行う。

イ 作業管理

(ア) 期間中に梅雨明けを迎える地域が多く、急激な暑さ指数（WBGT）の上昇が想定されるが、その場合は、労働者の暑熱順化ができていないことから、プログラムに沿って暑熱順化を行うとともに、暑さ指数（WBGT）に応じた作業の中断等を徹底する。

(イ) 水分及び塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者等によるその確認の徹底を図る。

ウ 健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、暑熱順化の不足等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やす。

エ 労働衛生教育

期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行う。

オ 異常時の措置

(2) のキの措置に加え、体調不良の者を休憩させる場合は、状態の把握が容易に行えるように配慮し、状態が悪化した場合の連絡・対応方法を確認しておく。異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請する。

表 1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT 基準値	
		暑熱順化者の WBGT 基準値 °C	暑熱非順化者の WBGT 基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	軽い手作業（書く、タイピング、描く、縫う、簿記）；手及び腕の作業（小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け）；腕及び脚の作業（通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作）。 立位でドリル作業（小さい部品）；フライス盤（小さい部品）；コイル巻き；小さい電機子巻き；小さい力で駆動する機械；2.5 km/h 以下での平たん（坦）な場所での歩き。	30	29
2 中程度代謝率	継続的な手及び腕の作業 [くぎ（釘）打ち、盛土]；腕及び脚の作業（トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両）；腕と胴体の作業（空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫）；軽量の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；2.5 km/h～5.5 km/h での平たんな場所での歩き；鍛造	28	26
3 高代謝率	強度の腕及び胴体の作業；重量物の運搬；ショベル作業；ハンマー作業；のこぎり作業；硬い木へのかんな掛け又はのみ作業；草刈り；掘る；5.5 km/h～7 km/h での平たんな場所での歩き。 重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；鋳物を削る；コンクリートブロックを積む。	26	23
4 極高代謝率	最大速度の速さでのとても激しい活動；おの（斧）を振るう；激しくシャベルを使ったり掘ったりする；階段を昇る；平たんな場所でする；7km/h 以上で平たんな場所を歩く。	25	20

注 1 日本産業規格 JIS Z 8504（熱環境の人間工学－WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価－暑熱環境）附属書 A「WBGT 熱ストレス指数の基準値」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注 2 暑熱順化者とは、「評価期間の少なくとも 1 週間以前から同様の全労働期間、高温作業条件（又は類似若しくはそれ以上の極端な条件）にばく露された人」をいう。

注3（参考1）身体を冷却する服の着用をしていない等、特段の熱中症予防対策を講じていない場合における「休憩時間の目安」：暑熱順化した作業員において、WBGT基準値～1℃程度超過しているときには1時間当たり15分以上の休憩、2℃程度超過しているときには30分以上の休憩、3℃程度超過しているときには45分以上の休憩、それ以上超過しているときには作業中止が望ましい。暑熱順化していない作業員においては、上記よりもより長い時間の休憩等が望ましい。

（出典）米国産業衛生専門家会議（ACGIH）の許容限界値（TLV）を元に算出。

注4 身体を冷却する服の着用等により、作業中の深部体温の上昇や休憩中の身体冷却の促進が図られるような場合については、参考1に示した休憩時間を短縮し、又は作業中止とするWBGT値を高く設定することも可能であるが、その検討に当たっては、以下、参考2に掲げる知見を踏まえたものとする。また、熱中症の発症や発症後の重症化の有無及び早さは個々の労働者の健康状態や作業態様によって大きく異なるため、10(2)オ(エ)に掲げる「作業中の労働者の健康状態の確認」に当たっては、周辺で作業する作業員との間で2人1組で「バディ」を組ませて声かけ等により定期的に相互の健康状態や異常の有無を確認するなどにより、熱中症の未然防止や発症時の迅速な応急措置の実施に努めることが必要である。

（参考2）

- ・ 適切な休憩の取得で体温や体液の正常化を図った上での、ファン付き作業服の着用は、作業時間を長くすることも可能である。温度30℃、湿度85%における運動実験の結果、ファン付き作業服の着用は非着用時と比較して同様の体温に到達するまで15分遅らせる効果があることがわかっている。
- ・ 同実験の結果、ファン付き作業服の着用は非着用時と比較して推定発汗量が約20%減少させる効果があることもわかっている。

表2 衣類の組合せにより暑さ指数 (WBGT) に加えるべき着衣補正值 (°C-WBGT)

組合せ	コメント	暑さ指数 (WBGT) に加えるべき着衣補正值 (°C-WBGT)
作業服	織物製作業服で、基準となる組合せ着衣である。	0
つなぎ服	表面加工された綿を含む織物製	0
単層のポリオレフィン不織布製つなぎ服	ポリエチレンから特殊な方法で製造される布地	2
単層の SMS 不織布製のつなぎ服	SMS はポリプロピレンから不織布を製造する汎用的な手法である。	0
織物の衣服を二重に着用した場合	通常、作業服の上につなぎ服を着た状態。	3
つなぎ服の上に長袖ロング丈の不透湿性エプロンを着用した場合	巻付型エプロンの形状は化学薬剤の漏れから身体の前面及び側面を保護するように設計されている。	4
フードなしの単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	10
フードつき単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	11
服の上に着たフードなし不透湿性のつなぎ服	—	12
フード	着衣組合せの種類やフードの素材を問わず、フード付きの着衣を着用する場合。フードなしの組合せ着衣の着衣補正值に加算される。	+1

注記1 透湿抵抗が高い衣服では、相対湿度に依存する。着衣補正值は起こりうる最も高い値を示す。

注記2 SMS はスパンボンド-メルトブローン-スパンボンドの3層構造からなる不織布である。

注記3 ポリオレフィンとは、ポリエチレン、ポリプロピレン、ならびにその共重合体などの総称である。

表 3 熱中症予防管理者労働衛生教育

事項		範囲	時間
(1)	熱中症の症状*	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症の概要 ・ 職場における熱中症の特徴 ・ 体温の調節 ・ 体液の調節 ・ 熱中症が発生する仕組みと症状 	30分
(2)	熱中症の予防方法*	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暑さ指数（WBGT）（意味、WBGT 基準値に基づく評価） ・ 作業環境管理（暑さ指数（WBGT）の低減、休憩場所の整備等） ・ 作業管理（作業時間の短縮、暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡視等） ・ 健康管理（健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体の状況の確認等） ・ 労働衛生教育（労働者に対する教育の重要性、教育内容及び教育方法） ・ 熱中症予防対策事例 	150分
(3)	緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急連絡網の作成及び周知 ・ 緊急時の救急措置 	15分
(4)	熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症の災害事例 	15分

注 対象者の熱中症に対する基礎知識の状況に応じ、(1)及び(2)をそれぞれ15分、75分に短縮して行うこととして差し支えない。

表 4 労働者向け労働衛生教育（雇入れ時又は新規入場時）

事項		範囲
(1)	熱中症の症状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症の概要 ・ 職場における熱中症の特徴 ・ 体温の調節 ・ 体液の調節 ・ 熱中症が発生する仕組みと症状
(2)	熱中症の予防方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暑さ指数（WBGT）の意味 ・ 現場での熱中症予防活動（暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、日常の健康管理等）
(3)	緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の救急措置
(4)	熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症の災害事例

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

令和5年は休業4日以上^の熱中症が25件発生

(福島労働局管内)

準備

キャンペーン期間



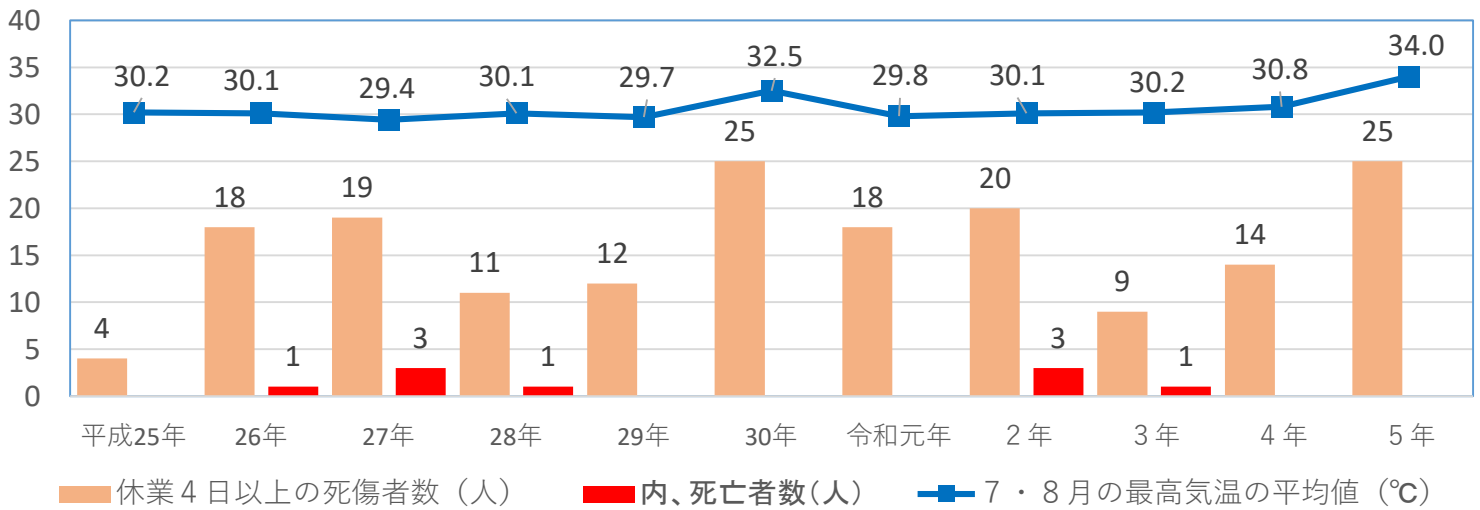
重点取組

- 令和5年中に福島県内で発生した熱中症による労働災害は、死亡者数は0人でしたが、休業4日以上^の死傷災害は25人で、令和4年と比べ11人増加しました。
- 厚生労働省では、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。
- **熱中症を予防するため、**
 - ① 初期症状の把握から緊急時の対応までの体制整備
 - ② 暑熱順化が不足していると考えられる者の事前把握及びきめ細やかな対応の実施
 - ③ WBGT値の把握及び測定結果に応じた適切な対策の実施などに取り組みましょう。



キャンペーン
実施要項

福島県における熱中症による労働災害発生状況



令和5年 熱中症災害発生事例の抜粋

番号	発生月	業種	被災者	発生状況
1	7月	製造業	女 40歳代	工場内で熱処理加工の作業を行っていたところ、発熱、頭痛及び吐き気の症状が現れた。
2	8月	建設業	男 50歳代	解体工事作業中にめまいの症状が現れ、木陰で休憩していたが意識を失い倒れた。
3	8月	警備業	男 60歳代	夏祭り会場周辺の警備業務中、暑さのため意識がもうろうとなった。



キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/>	暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/>	服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/>	暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
<input type="checkbox"/>	プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/>	作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/>	異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※ <u>全身を濡らして送風すること</u> などにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- **体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請**